

平成29年10月26日

川棚町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

川棚町農業委員会

記

1. 遊休農地の発生防止について

(1) 遊休農地の発生防止目標 1 h a

【目標設定の考え方】

優良農地が遊休農地化しないように現状を維持する。

(2) 遊休農地発生防止の具体的な取り組み方法

遊休農地及び遊休農地となるおそれのある農地について、農地パトロールを実施し、必要に応じて相談・指導を行う。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 3.0 h a (うち新規集積面積0.5 h a)

【目標設定の考え方】

毎年度1 h a 集積することを目標とする。

(2) 担い手への農地利用集積のための具体的な内容

町農林水産課・農地中間管理機構などとの連携強化し推進を図る。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進について 1 経営体

【目標設定の考え方】

1 経営体新規参入することを目標とする。

新規就農の入口となる就農相談等の情報収集を行い、新規就農者の発掘に努める。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な内容

①就農相談は関係機関との連携を図り、新規参入の促進を図る。

②農業委員・農地利用最適化推進委員は、新規参入者の耕作する農地について地元農業者と調整し、農地の提供についてあらかじめ意向を把握し、新規参入の促進を図るものとする。